

イベント・集会等開催時の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

令和2年6月22日

(改定) 令和2年9月29日

東 海 村

1 はじめに

本ガイドラインは、村内各地域における各種イベント・集会等（名簿等で参加者の把握が可能な規模のもの。以下、「イベント等」といいます。）の開催にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための留意点についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見に基づき作成しており、今後の知見の集積、対処方針の改定等を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

2 イベント等開催時の注意事項

(1) 参加者数の上限（屋内・屋外共通）

イベント等の類型	収容率	開催要件
入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがないもの	100%以内	収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。
上記以外のもの	50%以内	収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を確保する。

(2) 衛生対策

主催者は、以下の感染拡大防止対策を適切に行った上でイベント等を実施しましょう。

- ① 参加者にマスクの着用・検温・手洗い又は手指の消毒を徹底させること。
- ② 参加者の入場時の体温・体調の確認を行い、軽度であっても発熱や咳・のどの痛み等の症状がある人は入場しないよう呼びかけること。
- ③ 必要に応じて、手洗い又は手指の消毒設備を設置すること。また、共有のタオルや手指を乾燥させる設備については使用させないようにすること。
- ④ 後日、参加者に感染者が確認された際に、保健所の調査に速やかに協力できるよう、参加者の連絡先を把握しておくこと。
- ⑤ ドアノブ、テーブルやイス等の複数の人の手が触れる場所をイベント開催前、終了時などに適宜消毒すること。
- ⑥ 受付等の人と人が対面する場所は、飛沫感染対策を徹底すること。
- ⑦ 飲料については、ペットボトルや使い捨ての紙コップで提供すること。
- ⑧ 食べ物については、大皿から取り分ける方式を避け、可能な限り使い捨ての容器で提供すること。

また、飲食は十分な距離の確保等、飛沫感染対策を実施して行うこと。

- ⑨ ゴミは、ビニール袋に入れて密閉して捨てること。ゴミを回収する人は、マスク・手袋を着用すること。また、マスク・手袋を脱いだ後は、手洗い又は手指消毒を行うこと。
- ⑩ 屋内では、十分な換気を行うこと。可能であれば、窓等の常時開放を行うこと。
- ⑪ 茨城県が取り組む「いばらきアマビエちゃん」の利用を呼び掛けること。

3 主催者が参加者に求める基本的な感染拡大防止対策

主催者は、参加者に対して以下の事項を明確にし、協力を求めましょう。

- ① マスクの着用・当日の検温・名簿の記載等に協力すること。
- ② 以下の事項に該当する場合は参加を見合わせること。
 - ア 発熱・咳・のどの痛み等の症状がある場合
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴又は在住者との濃厚接触がある場合
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）及び茨城県の「いばらきアマビエちゃん」を活用すること。
- ⑤ 感染防止のために主催者が定めたその他の措置を遵守するとともに、会場における主催者の指示に従うこと。

4 その他

本ガイドラインは地域におけるイベント等を行う際の目安を示すものです。それ以外のイベントについては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が発出するイベントの開催に関する事務連絡及び各業界団体の業種別ガイドラインを参照してください。